め昭和五十八年度以降において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

イ　激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額のおおむね二〇パーセント以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌事業年度以降五事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもつて補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業

ロ　健全化法第二十二条第一項に規定する資金不足比率が同法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である事業

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。なお、資本費、有収水量及び高料金対策の繰出基準額は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。

一　前年度の九月三十日以前に給水を開始した高料金上水道事業（「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」（平成二十九年三月三十一日付け総財公第三十九号、総財営第四十一号、総財準第四十九号）に定める「「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。次号において同じ。）について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

A－B

算式の符号

A　高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から144円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

B　高料金上水道事業繰出基準額に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する高料金対策上水道資本費及び高料金対策上水道有収水量とする。

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）として平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額を控除した額

十　上水道の高料金対策に要する経費があること。

め昭和五十八年度以降において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

イ　激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額のおおむね二〇パーセント以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌事業年度以降五事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもつて補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業

ロ　健全化法第二十二条第一項に規定する資金不足比率が同法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である事業

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。なお、資本費、有収水量及び高料金対策の繰出基準額は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。

一　前年度の九月三十日以前に給水を開始した高料金上水道事業について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

A－B

算式の符号

A　高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から146円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

B　高料金上水道事業繰出基準額に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する高料金対策上水道資本費及び高料金対策上水道有収水量とする。

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道として平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から統合水道における高料金対策の繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

十一　上水道の高料金対策に要する経費があること。